



移動手段

一緒に考えてみませんか！



●●地区の移動を便利に！



住み慣れた地域で、お買い物に行ったり、
お友達とちょっとお出かけできる、
新しい交通サービスを導入してみませんか！



世田谷区、交通事業者と一緒に
地域協議会を作り、
新しい交通サービスを使って、
地域をもっと素敵にする仲間を
募集しています。



まずは個別相談会を実施します！
ご興味のある方は区HPへ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01206/18669.html>



区では、令和7年4月に世田谷区地域公共交通計画を策定した上で、「公共交通不便地域※¹」を再定義し、重点的に検討すべき地域を「重点検討地域※²」として設定しました。

この度、各地域の特性に応じた交通サービスの導入を展開していくために、地域、交通事業者、区のそれぞれの役割や手順、流れなどを示した手引きとして「世田谷区コミュニティ交通導入ガイドライン」を策定しました。

※¹公共交通不便地域：鉄道駅から500m以上、バス停留所から300m以上離れ、坂道などの地形勾配や、公共交通の運行本数(路線バス便数：1日30本未満)を踏まえて設定。

※²対象地域：「砧・成城(実証運行中)」 「経堂・桜」 「三宿」 「桜上水・赤堤」
「東玉川・奥沢」 「岡本・瀬田」 「喜多見・成城」 「喜多見」
「上祖師谷・給田」 「北烏山」



発行：世田谷区道路・交通計画部交通政策課
TEL：03-6432-7946 FAX:03-6432-7991